

## 1. 令和6年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和6年9月27日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第84号 郡上市靈柩車の管理に関する条例の廃止について
- 日程3 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第89号 令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第90号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第91号 令和5年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第92号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第93号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第94号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第95号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第96号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第97号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第98号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第99号 令和5年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第100号 令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第101号 令和5年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第102号 令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第103号 令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第104号 令和5年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第105号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第106号 令和5年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第107号 令和5年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 日程26 議案第108号 令和5年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程27 議案第109号 令和5年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程28 議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）
- 日程29 請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について
- 日程30 請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する請願について
- 日程31 請願第3号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について
- 日程32 議報告第11号 中間報告について（産業建設常任委員会の行政視察報告）

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程32まで

- 日程33 議案第116号 物品売買契約の締結の追認について（令和5年度市指定ごみ袋購入）
- 日程34 議案第117号 物品売買契約の締結の追認について（令和6年度市指定ごみ袋購入）
- 日程35 議案第118号 物品売買契約の締結の追認について（令和2年度小学校教師用指導書購入）
- 日程36 議案第119号 物品売買契約の締結の追認について（令和6年度小学校教師用指導書購入）
- 日程37 議発第12号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について
- 日程38 議発第13号 議員派遣について
- 日程39 議発第14号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程40 議報告第12号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程41 議報告第13号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山 浩樹	2番	大坪 隆成
3番	有井 弥生	4番	和田 樹典
5番	みづの まり	6番	蓑島 正人
7番	池田 源則	8番	池戸 郁夫
9番	山田 智志	10番	本田 教治
11番	長岡 文男	12番	田代 まさよ

13番	田 中 義 久	14番	蓑 島 もとみ
15番	森 藤 文 男	16番	原 喜与美
17番	野 田 かつひこ	18番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。 (なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農 林 水 産 部 長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡 上 偕 樂 園 長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡 上 市 民 病 院 事 務 長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代 表 監 査 委 員	神 谷 公 真

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

## ◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月5日の開会以来、それぞれ執務御苦労さまであります。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほうをお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしくお願ひをいたします。

ここで皆様にお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、また、マナーモードにしていただくように配慮をお願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影・録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願ひをいたします。

（午前 9時30分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 山田智志議員、10番 本田教治議員を指名いたします。

---

## ◎発言の取消

○議長（森藤文男） ここで、有井弥生議員から発言を求められておりますので、許可をいたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番 有井です。

議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

9月17日の私の一般質問で、冒頭部分で「※\_\_\_\_\_事業やサービスの見直し」と発言しましたが、効果が低い事業やサービスといった意味でございます。会議規則第65条の規定により、「※\_\_\_\_\_」といった部分の発言の取消しを申出します。誤解を招く発言があつたことをおわびいたします。よろしくお取り計らいのほど、お願ひいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま有井弥生議員より、9月17日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、一部発言を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、有井弥生議員からの発言取消しの申出を許可することに決定をいたしました。

---

◎議案第84号から議案第88号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男）　日程2、議案第84号　郡上市靈柩車の管理に関する条例の廃止についてから、  
日程6、議案第88号　郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括  
議題といたします。

ただいま一括議案としました5議案は、各常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番　長岡文男議員。

○11番（長岡文男）　おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和6年第4回の郡上市市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議  
案につきまして、令和6年9月18日開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査をいたしまし  
たので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第84号　郡上市靈柩車の管理に関する条例の廃止について。

総務部長から、市が所有する靈柩車を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、靈柩車は取得から20年が経過し、経年劣化が進んでいるとのことだが、  
20年という基準の根拠について質問があり、他の公用車の基準を準拠しており、走行距離は7,700  
キロメートル程度であるが、2年に1回は車検があることを鑑み、20年を1つの目安とした。走行  
距離からすると、今後の使用も耐え得るかもしれないが、使用しないものは適切なタイミングで処  
分するという考え方で進めていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第85号　郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、斎場施設再編行動計画に基づき、大和斎場及び高鷲斎場を廃止するものであると  
の説明を受けました。

審査の中で、委員から、斎場の廃止後の取扱いについて質問があり、方針の中ではしかるべき時  
期に取り壊すと示しているが、既に廃止し、活用していない施設はほかにもあるため財政的な考  
えの下で適切な時期に実施することとなる。斎場は、心情的に他の用途では使いづらく、活用は考  
えにくいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。  
以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

続いて、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） おはようございます。

産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和6年9月19日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、地域住民及び来訪者の多様な利用ニーズに応じたサービスの提供を目的に施設名称及び使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、多目的広場にするに当たり、今までパーゴルフ場であった場所に新たに何らかの整備する予定はあるのかとの質問があり、今回の条例改正により、使用形態は変わるが、改めてお金をかけての整備を行うことはないとの説明がありました。

使用料についての質問があり、テントサイトの利用に当たっては、上限額として基本使用料7,500円に加え、1人当たり1,100円の使用料を設定しており、使われる状況によって条例に定める上限額の中で管理者が徴収する金額を決めることとなる。公共性がある場合などには値段を下げて徴収する可能性もある。貸切り利用では、各イベントで基本使用料の6万円に加え、想定される入場者に対する使用料を頂くとの説明がありました。

誘客をするためにはもう少し安い料金設定にしたほうがいいのではないかとの質問があり、多目的広場は県内のオートキャンプ場の利用形態を見て、1区画当たり7,500円の8区画分として6万円という料金の上限設定をした。指定管理施設の料金設定は、条例上、料金を上限として指定管理者が自分達の経営を見ながら料金を設定するものであり、本条例可決後に指定管理者により料金体系の協議を受けて決定していくことになっている。イベント等の考え方、趣旨等を加味する中で相談を受けて検討していくことになる。上限という形でなければ弾力的な対応が難しくなるため、金額を一律にする考えではないとの説明がありました。

利用者が車を好きなように止めないように区画を仕切つておく必要があるのではないかとの質問があり、指定管理者から、ある程度最初は様子を見たいということを聞いており、混乱が生じない

ようとするということは確認している。車についてもオートキャンプ場の利用だけではないため、車も乗り入れ可能で、テントを張ってキャンプをすることも可能であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、改正は公園施設の設置の基準の中身とは関係なく、文章上の変更だけであるのかとの質問があり、今回は条ずれのみの改正であるため、特定公園施設の設置の基準の中身自体の改正はないとの説明がありました。

この条例の対象となる施設は郡上市内にあるのかとの質問があり、市内都市計画区域内の都市公園、その中の特定公園施設が対象となっている。特定公園施設とは、具体的に園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識であり、これらの施設を新設、増設、改築する際にこの条例の基準に従う必要があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり決定することにいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上です。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

続いて、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） おはようございます。

令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田教治。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第84号 郡上市靈柩車の管理に関する条例の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第84号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第85号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第86号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第87号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第88号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第89号から議案第109号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男）　日程7、議案第89号　令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程27、議案第109号　令和5年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました21議案は、決算認定特別委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、原喜与美議員。

○16番（原 喜与美）　それでは、決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

令和6年9月5日開会の令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和5年度決算認定関係21議案につきまして、令和6年9月9日開催の第1回決算認定特別委員会、10日開催の第2回決算特別委員会及び11日開催の第3回決算認定特別委員会において、慎重に審査をいたしましたので、報告をいたします。なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告をいたします。

議案第89号　令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第90号　令和5年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号　令和5年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号　令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号　令和5年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号　令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号　令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号　令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号　令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号　令和5年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号　令和※5年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号　令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号　令和5年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号　令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号　令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号　令和5年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号　令和5年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号　令和5年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号　令和5年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第108号　令和5年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第109号　令和5年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上、21議案につきまして、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定をいたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 原喜与美。

以上です。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ただいま、原委員長から報告をいただきましたが、報告の中の議案第99号について、委員長報告は「令和4年度」というふうになっておりましたが、「令和5年」の誤りですので議事録は訂正をさせていただきます。

---

○議長（森藤文男） それでは、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第89号 令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第90号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ますが、議案第90号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり認定することに決定

をいたしました。

議案第91号 令和5年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第91号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第92号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第92号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第93号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第93号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第94号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第94号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第95号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第95号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第96号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第96号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第97号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第97号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第98号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第98号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第99号 令和5年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第99号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第100号 令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第100号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第101号 令和5年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第101号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第102号 令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第103号 令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第103号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第104号 令和5年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第104号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第105号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第105号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第106号 令和5年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第106号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第107号 令和5年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第107号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第108号 令和5年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第108号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第109号 令和5年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第109号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第115号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程28、議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）を議題といたします。

ただいま議題とした議案第115号は、産業建設常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和6年9月19日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係る財産の取得及び処分であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、肉用牛は販売単価が下落しており、さらに飼料費が値上がりしていると聞いているが、規模拡大をして経営は問題ないのかとの質問があり、3年前から円安の影響により飼料費、資材費が高騰し、経営が苦しい状況が続いている。そのため、事業開始当初に計画していた1施設の建設を断念した経緯がある。受益農家については、県、JA及び会計士も交えて収支計画、償還計画の見直しを行い、健全な経営ができるよう見通しを立てた上で事業を遂行している。飼料費のコストダウンについては、いかにして安価な国産飼料を確保するかが重要であり、遊休農地を利用して受給飼料を増産する計画や、西濃地域などから飼料を購入する計画を立てているとの説明がありました。

土地の譲渡についての質問があり、今回譲渡する物件は建物のみで、土地については受益農家と地主との間で協議の上、契約、取得済みであり、道路は対象外であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上です。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第115号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎請願第1号から請願第3号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程29、請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についてから、日程31、請願第3号 健康保険証の存続を求める

る意見書を国へ提出することを求める請願についてまでの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3件は、各常任委員会に審査を付託しております。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和6年9月18日開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する請願について。

紹介議員から、一般社団法人日本経済団体連合会は、選択的夫婦別姓制度の導入により、企業の競争力が高まると述べており、個々の専門性を生かしながら結婚や家庭生活を築くことができるため、経済全体が活性化されること、両家の家名を残すことができること、結婚に対する心理的ハードルが低くなり、結婚の増加や子どもの誕生など、少子化対策にも寄与することが期待されるとの説明がありました。

また、別の紹介議員からは、これまでに夫婦同姓による問題を自身が何度か体験をしていること、9月16日の新聞報道では、全国の首長の78%が選択的夫婦別姓を容認していること、市内でも姓の問題で困っている人が相当数おられることを理解してほしいとの説明がございました。

審査の中で、委員から、本請願の内容は約30年前の議論と変わっていないが、社会の多様性に伴い、旧姓の利用や併記を認める制度が拡充され充実してきた。特にマイナンバーカードや運転免許証等において旧姓併記が可能となるなど、状況は変わっていること、夫婦別姓が日本社会にとって有益であるかどうかという社会的な公益性が論点であること、制度が導入されると戸籍制度は事实上意味のないものとなるため、日本国民全体の問題として議論が必要であり、皆が納得した上で法制化に進むべきものと考えるとの意見がありました。

また、両親が夫婦別姓を選択した場合、子どもの姓の選択肢を子どもに委ねることは非常に酷なことであり、子どもの将来を鑑み、制度について慎重に考える必要があるとの意見がありました。

ダイバーシティの観点から夫婦別姓制度の実施は必要な要素であり、反対するものではないが、制度の議論にあって女性側だけではなく男性側の視点も重要であり、現時点では判断の材料がそろっておらず、法制化を求めるという結論までには至っていないとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。  
以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 令和6年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件及び第3回郡上市議会定例会におきまして、継続審査となっておりました請願1件につきまして、閉会中及び令和6年9月20日の開催の文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと求め  
る請願書について。

本請願については、閉会中の継続審査として、市内の訪問介護事業所の現状把握や周辺環境において情報共有を図りながら審査を行うとともに、本年定例会会期中の委員会において審査を行いました。

紹介議員から、郡上市のような山間地域においては、長時間かけて訪問し介護を行わなければならぬ環境に加え、ここ数年来の物価高騰などにより訪問介護事業所は危機的な状況にある。政府は辺地加算を設けているが到底追いつかない状況であることを理解していただきたいとの説明がありました。

審査の中で、委員から、訪問介護事業所は経営環境が厳しく、地方では閉鎖する事業所があることは事実だが、介護報酬よりもサービスの利用者の減少による経営の影響が大きい状況もある。介護報酬は3年に一度改定があるが介護の世界は非常に動きがあり、これから改善されていく部分もあると思うとの意見がありました。

また、現段階で引下げ撤回と再改定を求めるよりは、郡上市は守備範囲の広い山間地域であり、まばらに人口が存在する土地であるという実態を把握した上で、既に稼働している制度改定を撤回するのではなく、市に対して特殊加算手当などの意見を伝えていくなど、郡上市として違うアプローチを検討することで、3年ごとの報酬改定よりも細かく対応できる部分があると思うとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について。

紹介議員からマイナンバーカードは任意であり、現在市内でカードを取得されていない方は約2割である。任意であるものと全ての国民が手にするべき皆保険の一体化を強引に行えば、どこか

で必ずトラブルや破綻が起きると思う。また、病院でマイナ保険証が認証できなかったり、暗証番号を忘れるなどの事例が多く起きており、病院や薬局の手間も余計にかかる。さらに、新聞記事でもこの問題について取り上げており、一貫して推進するべきという記事は皆無だが、懐疑的で廃止すべき、あるいは規制するべきという内容は山ほど出ている。これが世論であり、市民の声だと思う。ぜひとも国へ声を届けていただきたいとの説明がありました。

審査の中で、委員から、病院や薬局ではマイナンバーカード利用者が少しずつ増えてきており、窓口において様々な対応は親切にされている中で大きな支障に至っておらず、事務の作業量も現時点では増加していないと聞いた。利用者も何度か使用することで慣れたという話も聞くとの意見がありました。

また、顔認証や暗証番号、マイナンバーの更新時期になつたらどうするのかという声を実際に聞いたが、例えば顔認証の問題については全国的にも起きており、徐々に改善されていくと感じている。DXが進むことによって生じるデメリットより、メリットのほうが大きく、効率化やいろいろな問題にも対応していくという声も聞いた。変化にはトラブルや問題が出てくると思うが、現在、国として変えていく段階に入ってきており、今後はマイナンバーカード自体が中心になっていくと思うという意見がありました。

また、現場の声を聞くと、電子化の流れを受け止めて対応していくといった返答のところもありました。少子化や人手不足の中で医療事務の複雑化を考えると、DXという技術革新を、セーフティネットをしっかりとしながらうまく利用して進めることが必要だと思うとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和6年9月27日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田教治。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、請願ごとに質疑、討論、採決を行います。

請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと求め  
る請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたし  
ます。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

請願第1号につきまして、請願を採択していただきたいと、これに賛成すべき討論を申し上げます。

委員会のほうでも説明をさせていただきまして、前回6月議会でしたが、これを審査していただきましたが十分な議論が尽くされていないということで継続審査ということになりました、その間、文教民生常任委員会の皆さん方が本当に精力的に熱心に現場に足を運んでいただき、そして様々な御意見を伺っていただいたことに本当に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。各事業所の方々もそのことについては大変感謝をしておりました。

そして、私はそこには同席しておりませんので、どういう話がなされたのか分かりませんが、恐らく多分、各事業所ともこの経営上の苦しさを切々と訴えられたものと思います。

この報告にもありましたように、訪問介護につきまして、都会のほう、都市部と郡上のような山間地域では本当に大きな違いがあります。対象のお年寄りの方もそんなに多くはないし、しかも山間地域のあちこちに分散していらっしゃる、これ訪問ですから、居宅のほうへ伺わなければならぬ。そういう状況の中で本当に交通費や燃料費やその他のもろもろ、様々な経費がかかり大変苦労されているということを恐らく話されたと思うんです。

郡上市の市議会議員として、私はその郡上市の実情を踏まえてこれを判断していただきたかった。全会一致でこれが不採択というのは、私には正直言って信じられません。そういう市内の数少ない事業者の方々がこの窮状を訴えられたのならば、それをくみ上げて国へ意見を申し上げるのが普通じゃないでしょうか。

今の報告を聞いておりますと、各委員の皆さんは事業所のこうした窮状を皆さんごもっともやと、これは理解できる、分かりますとおっしゃって見えるんです。だったら、それに応じて国へ、この加算でないですね、減額ですね、今回は。これは不当であるというふうに声を上げられたらどうなんですか。それができないんでしょうか。ただでさえ、ケア労働は他の労働環境に比べて本当に低賃金でした、です。これはもう現在もそうですから。ただでさえ、そういう苦しい賃金構造や、あるいは様々なこの資源を不十分な中でも頑張っておられるところにどうして配慮できないんでしょうか。辺地加算があるとか、次の改定3年後を待ってはどうかと、なぜこんな言葉が出てくるのか、私には理解できない。挙句の果てには市の対応を願う。郡上市で独自にこの訪問介護への手当をしてはどうかというようなことを提案してなさる。ただでさえ郡上市の予算が厳しい、これは常々、市長、執行部の皆さんおっしゃっていることです。そこへ持ってきて新たな市の負担を増やせと、ここに。そういう提案をなさるんですか。筋が違うでしょう、それは国へ申し上げることなんです。

そういう意味で、私はこの国のマイナス改定を撤回し、加算が僅かだからもっと上げてくれとい

うのはまだしも、これマイナス加算なんです。これを撤回し、新たな増額を求めるのは極めて妥当な意見の提出であろうと思います。皆さん方の御賛同をお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男）　ただいま、委員長報告に反対で、請願に賛成の討論がありましたが、委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男）　2番　大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成）　2番　大坪隆成です。

議長より発言の許可を頂きましたので、委員長報告に賛成で、請願に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度の介護報酬改定は、介護保険制度が始まって以来、初めてインフレ経済化での改定であることや賃上げが政治課題にも上がっている中での改定でしたが、全体では1.59%、8月に行われた介護施設の水道光熱費の改定を含めると2.09%と、消費増税時の改定について過去2番目の上昇率となるプラス改定でした。

また、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、診療報酬以上に介護報酬が引き上げられたというのは初めてのことでした。2.09%のプラス改定とはいえ、水道光熱費の高騰により制度開始以降、初めて赤字決算となった介護・老人福祉施設などと比べ、訪問介護については、令和4年度の経営実態調査で収支差率が前年度比率2%プラスの7.8%であったということから、訪問介護については約2%のマイナス改定となりました。

請願の内容のとおり、経常収支差額はサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなどの集合住宅を中心としている事業所の割合が高まってきておりことで収支差率を押し上げた可能性は指摘されています。訪問介護事業に至っては、深刻なヘルパー不足から経営環境が厳しく、地方では閉鎖する事業所が多数の状況であることも事実です。

市内の訪問介護事業所を回らせていただきまして、大変厳しい経営状態にあるということ、また、職員の確保が非常に難しくなっているという話も伺ってきました。

訪問介護のマイナス改定というのは、メッセージとしてのインパクトは非常に大きく、今でも業界団体からは批判の声も上がっており、それらの状況を懸念して請願が行われているということもよく分かりました。

厚生労働省は、9月12日に開催した社会保障審議会介護給付分科会の会合で、今年度の介護報酬改定の効果検証と調査研究に関する調査を行う際には、マイナス改定であった訪問介護事業所について重点的な検証を求める意見が相次いだことから、調査内容の修正も行われるようです。

さらに、今年度から介護事業所は財務状況の報告が義務づけられていますので、次回の改定には、

今までより精度の高い、現実に即した経営実態調査や経営状況が把握されるはずです。

さらに、同分科会においては、来年度実施する介護人材の確保に向けた支援強化の取組についても国として積極的に取り組んでいくという説明が行われています。

今回の請願では、訪問介護報酬の引下げの撤回と介護報酬の引上げの再改定を早急に行なうことが請願されていますが、訪問介護報酬を引き上げるために、他のサービス報酬を引き下げなければいけない可能性があり、それらは全体のバランスを崩す危険性があります。

また、各介護サービスの単価を決めるため、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護給付分科会では、令和5年5月24日から計22回の分科会が開催され協議が行われました。この分科会には、24名の各分野の専門家委員が様々な立場から意見を表し、時間をかけて慎重な議論の中で決まった今回の改定を、半年も待たず、また実態調査も待たず再改定を行うということは、慎重な介護保険制度の運営を損ないかねません。

介護保険サービスは、住み慣れた地域で大切な人たちと暮らし続けていきたいというささやかな願いをかなえるためにも必要不可欠な社会インフラとなりました。その介護保険制度を維持し続けていくためにも、3年に一度、介護報酬は改定が行われます。

平成12年に走りながら考えるといわれて始まった介護保険制度では、その時々に合わせ必要な改定が行われてきました。令和6年度の報酬改定は、支え手の減少が続く社会保障制度に大変厳しい目が向けられている中で、各サービスに配慮がされた改定だと評価する専門家も数多くいます。

社会福祉士としてこの町で医療や介護の現場で仕事をしてきた私が、この請願に反対するというのは立場的におかしいんじゃないかという御指摘もありましたが、私がこの請願に反対する立場を取るのは決して福祉の質を犠牲にするためではありません。むしろ、介護保険制度を持続可能な制度として守り、郡上市民が長期的に安心して暮らせる環境を整えるための現実的で慎重な判断からです。

今回の改定は慎重な議論を経て決定されたものであり、次回の改定までこの改定の経緯を見極める必要があると思います。よって、私は訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを要望する本請願を現時点で採択することには反対いたします。皆さんの御賛同をよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第1号に対する委員長の報告は請願を不採択とするものであります。請願第1号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森藤文男） 起立少数でありますので、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 請願2号、委員長報告に対して若干質問をさせていただきます。

2つほど大きなポイントがあるんですが、1つ、まず第1点の質問ですが、まだこれから後ですのでどういうふうになるか分かりませんが、今日この後に総務委員会のほうから同趣旨のよく似た内容の委員会提出の意見書案が出される予定であります。比べてみるとタイトルはほとんど同じで、一部、次のように違います。この夫婦別姓の議論の活性化という形で改められています。これらの法制化を求めるという意見書を出すらしい。法制化と、後から登場しますのは議論の活性化、この違いだけであとはほとんど同趣旨の意見書が提出されます。

これは伺った話によると、この委員会の今出ている請願第1号の後に出されたということですが、この経過をひとつお願いしたいと思います。出された経過をお願いします。

○議長（森藤文男） 質疑に対する答弁を求めます。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 11番 長岡です。

今、経過ということで言われましたけれども、これまた後ほど活性化を求める意見書の提案のところでの説明をする予定でございましたけれども、今、そういう質問でございましたので若干申し上げますけれども、この請願2号の選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についての委員会での議論の中では、結果のとおり、否決ということであったわけでありますけれども、この否決のことをこの委員会で決定しました後に委員のほうから発言がございましたして、この請願の趣旨に同意できる部分がある、そうしたことからこの請願者の気持ち等もくみ取りながら、国のほうの停滞しているこの議論につきまして、一層積極的に議論の活性化を求めたらどうかというそういう発言がございました。そういう発言をもとに各委員に考え方をお聞きしながら、最終的に今言われたように後ほど提案されるような意見書の形で提出ということになったわけであります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） すみません、先ほど私、請願番号を間違えたようでございます。これ、

第2号でございます。

経過は分かりました。委員の中から、やはりこのままでは放置できないというようなことで新たに意見書の提出を考えられたということだと思いますが、この2号につきましては様々な御意見がたくさん国民の中にも出ておりますし、いろんな形でそれは配慮されたと思いますが、この後、恐らく紹介議員のほうからいろいろあると思いますが、ぜひともお聞きいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 萩島正人議員。

○6番（萩島正人） 6番 萩島正人です。

委員長報告に対する反対の立場で討論させていただきます。

これは、請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する請願について、選択的夫婦別姓制度の法制化を願う郡上市民の会から提出された請願書です。私と有井弥生代表委員がこの趣旨に賛同いたしまして紹介議員となりましたので、代表しまして一言申し上げさせていただきます。

先ほど委員長からも話がありましたが、まず初めに、選択的夫婦別姓制度に対する経団連の発言を取り上げたいと思います。経団連は選択的夫婦別姓制度が導入されることにより、企業の競争力が高まると述べております。多様な価値観を持ち、多様な働き方を選べるようになった現在において、選択的夫婦別姓制度が実現することで企業のイノベーションや生産性が向上し、結果的に経済全体にプラスの影響をもたらすと考えられております。また、現在の制度では、結婚に伴い苗字を変更することが求められます。多くの人々が仕事やキャリアにおいて不利益を被る場合があります。改姓による手続も多く、またその手続を避けるために事実婚を選択する人々もいます。

選択的夫婦別姓制度が導入されれば、個人の選択に合わせて結婚や家庭生活を築くことができるため、女性の活躍の場が広がり、個々の専門性を生かして仕事を継続できるなど、経済全体としても活性化すると思われます。

次に、少子化が進み、ひとりっ子が多くなっている現代において、選択的夫婦別姓制度により両家の家名を残すことができる点も重要であると考えます。家名は文化や伝統の象徴であり、それを大切にすることは個々のアイデンティティにもつながると思います。家名を守りたいと考える人々に対しても選択肢が増えることで結婚に対するハードルが低くなるのではないか。お互い

の名前を尊重しながら家庭を持つことができる社会が実現すれば、多くの人々が結婚を選び、子どもを持つことを選ぶ、そういういた可能性も高くなると思います。これにより少子化対策にも寄与することができるのではないか。これから未曾有の少子化と高齢化を迎えるといわれる現在、私たちは多様性を尊重し、お互いの選択を大切にする社会を目指さなければなりません。

この郡上市内でも多くの市民から賛同する意見が届いております。郡上市議会として選択的夫婦別姓制度に対する議論を深め、法制化に向けた意見書を認定する。私はぜひともこれを皆さんに御賛同いただきたいと思います。

以上で討論を終わります。議員の皆さんの御賛同をどうかよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男）　ただいま委員長報告に反対で、請願に賛成の討論がありましたが、委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男）　5番　みずのまり議員。

○5番（みずのまり）　5番　みずのまりです。

総務委員長報告に対して賛成であり、請願に対しては反対の立場から討論をいたします。

平成8年に法務省法制審議会により選択的夫婦別姓制度の導入が検討されてから、およそ30年が経とうとしています。当時と比べると現在の世の中は本当に変わりました。マイナンバー、免許証、パスポートなど、身分証への旧名併記が可能となりました。このほかにも一部の資格証明書、公的手続、民間サービスでの旧名使用が可能です。

これにより本人確認の手間や旧姓使用にかかるコストは、当時に比べると格段によくなりました。家族や法律婚への価値観も多様化しました。多様な家族の在り方を可能にするパートナーシップ制度も登場しました。大都市では女性のライフスタイルが多様化し、選択肢が増え、結婚が必ずしも女性の人生のゴールではなくなりました。

また、法律婚においては男性が改名することも決してめずらしいことではなく、このため夫婦別姓は今や男女共通の関心事となりました。

家名の減少についてですが、選択的夫婦別姓の導入により、むしろ家名の継承が複雑化すること、家名の意味が陳腐化するといったことなどが指摘されています。なぜならば、家名の威厳や由緒というのは、そもそも家制度と家父長制がもたらしたものだからです。家名減少の大きな原因は、少子化、都市化、核家族化、つまり、昔ながらの家族の形態や、地方における共同体が崩壊したからだという説もございます。

かような昨今の世の中を鑑みると、当請願においては、ところどころ論旨に不十分な点が見受けられます。しかし、本年6月に経団連が選択的夫婦別姓制度について、政府に提言するなど、世間

の関心は高いと考えます。選択的夫婦別姓制度を導入すれば、戸籍制度や家名、ファミリーネームが無意味なものになること、家族の形態が複雑化することは避けられないでしょう。また、選択的夫婦別姓制度は、当人たちに選択の自由を与えますが、子どもにとっては理不尽な二者択一を迫るものになる可能性もございます。これらが私たちの社会にどのような影響を与えるか、今のところ私たちには全く想像できません。

これは、夫婦別姓を望む人たちだけでなく、同姓を望む人たちにとっても関わりのある問題です。つまり、これは日本人全体の問題であると言えます。この点におきましては、いまだ議論は尽くされていないと言えるのではないでしょうか。

令和3年6月の最高裁決定では、夫婦同姓制度を合憲としながらも、制度の在り方については国会の議論が必要と示されました。

当委員会におきましても、まず、国会にてよく議論を尽くしていただくことが必要と考えた次第でございます。

なお、本件は不採択となりましたが、当委員会では、請願の趣旨をくんで議論の活性化を求める意見書を提出いたします。紹介議員となられましたお二方の御意見、また、請願を提出なさった当事者の皆様のお気持ち、お声はそこでしっかりと受け止めて、国にお届けする所存でございます。

これにて討論を終えます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

今ほど一番大きな論点は、まだ討論が不十分であるという御指摘だと思います。不十分であるがゆえに、当議会でも、あるいは国会においても議論を進めてほしい。ですから法制化という言葉にはいまいち抵抗を感じるというのが今話された内容だと思います。

30年も前に、私はそれ以前から思いましたが、この日本における夫婦別姓の問題が登場しまして、恐らくこれを我々の世代で御存じない方はいらっしゃらない、と同時に、考えてみれば理不尽な、生まれ育った自分の姓という歴史を途中でどちらかに変えなきや、夫か妻か、変えなければならぬという、考えてみれば大変酷な民法の要請である。こういうことは皆さん大体御存じだと思います。と同時に、あるがゆえに議論は十分深まってきてている。あるがゆえに最高裁もそのような勧告をし、そして経団連もあの経団連がこういう勧告、提言をし、しかも全国の首長のかなり多くの部分でこれは同意できる、こういうことをおっしゃってみえるんです。まだ議論が不十分というのは私には納得できません。十分議論されています。子どもの姓はどうするのか、これも十分されているんです。あるいは、よく言われるように、こういう制度を残しているというのか、あるのは

日本ぐらいのもので、ほかの国々では家は、家族は成立しないわけではありませんよね。十分、皆さん愛情を核とした家族というのは成立して立派に過ごしていらっしゃるわけですから、日本だけがそれができないわけではない。

ですから、こう考えると、私にしてみれば、あるいは多くの方は、例えば今現在、私たちは令和という元号と西暦を併用しています。元号というのは、日本の伝統文化で、これは変えるべきではないという強固な御意見もあります。

しかし、誰が考へても、やっぱり西暦のほうが便利や。両方あるならば、併用してはどうかというのが、今の元号を表す方法ではないでしょうか。

今、姓で言えば、どちらか1つを使え。これに固定するのが今の制度です。あなたの選択によつて、どちらでもいいですよというのが、まさに西暦使用と元号使用を使い分けるのと、よく似ていませんか。歴史はそういうふうに動いている。

そもそも考へてみれば、日本の封建社会、武家社会が嫁入り婚という形式をつくってきて、嫁は入った家の名字を名のるというのが当たり前で当然で普通だった。それをいまだに引きずっとるんですね。夫、妻どちらにしてもいいとは言いながらも、同姓を求めるというのは、そういう制度の名残であります。

いつまでもこんなことをやっている時代ではないでしょう。私たちの開かれた、まさに国際的にも開かれた社会を目指す日本において、西暦使用もそうですが、やがては長い年月を経て、それは淘汰されていくこと。ここで選択の自由を認めてはいかがですか。そういう方向で、私は賛成討論といたします。

○議長（森藤文男）　ただいま委員長報告に反対で、請願に賛成の討論がありましたが、そのほかに委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男）　1番　北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹）　1番　北山浩樹です。議長から許可をいただきましたので、委員長報告に対して賛成、請願に対しては反対という立場から討論をさせていただきます。

今し方、野田議員のほうから、いろんなお話をいただきました。経団連のお話であつたりだとか、他の市町村にあっては、そういうものを許容しているというお話がございましたが、その中において審議が十分にされているという御発言がありました。当総務常任委員会におきましては、委員の中からもかくかくいろいろな意見が出ている中で、十分に郡上市議会、総務常任委員会、双方の立場としても議論が尽くされているという状況にはないのではないかというところから、委員の中から意見書という形で、もう一度国会でも十分議を重ねていただく。その上で、郡上市議会、総務常任委員会においても、議を重ねていく必要があるのではないかという発言がありました。

その中で、先ほども御指摘があつたとおり、意見書という形で、国の方に議の活発化を求めるという方針を取らせていただくという結果に至りました。

この意見書を出すという背景の中には、やはり請願を出された人たちの気持ちであつたりだとか、昨今の状況、そういうことも十分鑑みる必要もある。

ただ、その中で郡上市議会として、総務常任委員会として、そのことを十分に協議できているのかというところもございましたので、法制化を請願ということではなく、意見書を提出させていただきたいという形で、総務常任委員会のほうの意見もまとまりました。

そういう趣旨を鑑みながらも、私は委員長報告に対しては賛成をいたしますし、今回の請願に関して法令化審議が尽くされているというところに関しては反対という立場で討論を終えさせていただきます。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を集結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第2号に対する委員長の報告は請願を不採択とするものであります。請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男） 起立少数ですので、請願第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

御着席ください。

請願第3号 健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出することを求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第3号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。請願第3号に対しまして、紹介議員の立場から賛成の討論をさせていただきます。

委員会のほうでもるる申し上げましたので、重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

簡潔に申し上げまして、度々、私、繰り返しながら申し上げているんですが、この請願は、マイナ保険証に一本化して、全ての国民がマイナ保険証を使いなさいという方向ではなしに、マイナ保

険証が使いにくい、使いたくない、あるいは使いづらい、いろんな方々を配慮して、健康保険証を存続してほしい、これだけでございます。

マイナンバーカードが、いわゆるデジタル化、DXと称するデジタル化を進める上で切り札的に使われ、これからは広がっていくでしょう。それはそれで結構なことなんです。何もそれを否定するわけではないんです。便利なところでは大いに使えばいい。

ところが、デジタル化というのは、これはどんな科学的な発明・発見、その他もろもろの社会の発展にも通用することだと思いますが、一気に全面的にできることではないんです。

これをやろうと思うと、必ずどっかで破綻が起き、この前の日本中大騒動のようなことが起こることは、これは目に見えているんです。と同時に、委員会の中でも、徐々に徐々に普及率は増えとる。マイナ保険証の使用率が4.5%ぐらいから、ほとんど誰も使っていない状況から、今は10%を超えてるんですかね。こういう状況まで増えとるんです。

これは当然ながらデジタルが得意な方が、まず初めに使われるのは当たり前ですよね、普通。私はまだ使っておりません、苦手ですから。でも、私よりはるかに苦手な方もいらっしゃる。それもう少しくらいで、私、ないと思います。御年輩の方で、スマホですら十分操れない方もいらっしゃるわけですから、これは無理もないんです。

そういう方々も、マイナ保険証のほうに移行されたらどうなると思われます。今は得意な方だけですから、取りあえず、さほどトラブルもなく、あつたにして少数。病院のほうも、ちやちやちやのちやっと説明をされれば、ああ分かりましたで、すぐできる方がほとんどですよ。

ところが、7割、8割、9割の方がやむなくマイナ保険証を使わなければならなかつたときはどうなるか。これは推して知るべしですね。

ですから、委員会である述べられたように、DX、これは当然進むべきことである。いいんです、それはそれで。

でも、今1年後、2年後若干の猶予はあるんだけども、その後にマイナ保険証に一本化していく、今の健康保険証は廃止していくというのは、いかにも乱暴ではありませんかというのが、この請願の趣旨なんです。しばらくは残してみてはどうなんでしょう。そして、多くの方が対応できるような社会になったときに、全面的に切り替えると言えば、幾らでも取れるはずなんですよ。

二本化、両方使えと不便である。元号だって西暦だって2本、不便ですよね。確かにそのとおりです。でも、やっているじゃないですか。

世の中に、私たちはこうやって2本並行して、不便なことに耐え忍んで慣れていくんです。これが歴史なんです。そういう余裕を持ってもらいたいというのが、この請願なんです。

この前も委員会で申し上げましたが、運転免許証は併用になりましたですね、運転免許証。マイナ運転免許と従来の運転免許証が併用できる。いいと思いますね。これでいいんです。

そして、多くの方が、あ、やっぱりマイナのほうが便利やぞとなれば、そういうふうに淘汰されていくんです。それを待つだけの度量を持っていただきたい、デジタル大臣に。そういう願いが、この請願であります。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（森藤文男）　ただいま委員長報告に反対で、請願に賛成の討論がありましたが、委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男）　8番　池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫）　8番　池戸郁夫です。委員長報告に賛成の討論をさせていただきます。

マイナンバーカードの、今お話もありましたけども、取得率が約2割、80.7%ですけども、今、郡上市82.5%と、少しづつですが、上がってきています。今後、さらに振興事務所とか、そういうところから呼びかけもするというようなこともお聞きして、100%に近づいてくるんじゃないかなというふうに思っております。

顔認証ができるマイナンバーカードについては、今後、デバイスの開発がされて、これにより保険証の顔認証がないのと比べますと、もっと正確にスムーズに行われてくるのではないかというふうに考えております。

病院や診療所、それから薬局や歯医者さんにおきましても、マイナンバーカードの利用者が10%から20%ぐらいと、少しではございますけども、現在では病院等の事務量も、そんなには増えていないというような現状でございます。

窓口においては、暗証番号を忘れたりとか、それから顔認証をどうやってやるんだというような形でお聞きされる方も見えますけども、窓口ではそれを親切に説明しながら一緒にやっていただくというような形も、現在やっておみえになりますが、そこの中でも、それでもまだ難しい方もお見えになりますけども、窓口の対応としましては、電子化の流れを受けながら、それを受け取って現場として対応していく、その使命感というか、感覚を持ちながら対応して、気持ちを持って対応していただいているというような形でございます。

国民健康保険のひもづけにつきましては、マイナンバーカードのひもづけを公民館とか、そういう小さなところで既にひもづけの申請をしてみえるということで、非常に細かな説明を受けながら、それを書類に書いたりというようなことで、お年寄りの方も喜んでみえまして、現在やっておみえになります。

この健康保険証につきましては、7月頃までは使用ができますし、その後、資格確認書が出ますし、必要な方は振興事務所を経由しながら、また行政としてのプッシュ型を進めていくというような形を言っておみえになります。

そういうことを含めますと、保険証とひもづけすることで、マイナンバーカードと保険証が、例えば保険料の滞納があったというようなことにつきましては、窓口では保険料を払っていないことが、それを送ることによって分かるというような形で、保険料を負担しないでカードを使うというようなことも、システム上は更新しないといけないというようなことになりますので、平等性が保たれるというようなこともあります。

また、例としましては、救急車等に乗りまして、しゃべれなくても、その患者さんの情報をいち早く病院のほうでは、情報を引き出して対応ができるようなこともある、そういうメリットも考えられます。

少子高齢化で人手不足である。特に田舎のほうでも大変問題になりますけども、医療事務の複雑化などを考えると、こうしたDXとして、そして、デジタルトランスフォーメーションという技術革新をうまく利用しながら、その恩恵を受ける意味では、基盤として電子化を行い、セーフティーネットをしっかりと進めていくことが必要と考えます。

既に給料の払込みも、PayPayで払うよというようなことも始まっております。

日本や地方にとっては、DX化の推進は必要で、保険証は来年度まで使えますし、資格確認書の交付もあり、経過観察しながら、この推進に期待をしたいと考えております。よって、当請願については賛同できません。皆さんの御賛同をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第3号に対する委員長の報告は請願を不採択とするものであります。請願第3号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男）起立少数ですので、請願第3号は不採択とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議報告第11号について（報告）

○議長（森藤文男）日程32、議報告第11号 中間報告について（産業建設常任委員会の行政視察報告）を議題といたします。

会議規則第45条第2項の規定により、産業建設常任委員会から行政視察報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分を予定しておりますので、よろしくお

願いをいたします。

(午前11時18分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を開いたします。

(午前11時25分)

---

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第116号 物品売買契約の締結の追認について（令和5年度市指定ごみ袋購入）から、議報告第13号 諸般の報告について（委員派遣の承認）までの9件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第116号から議報告第13号までの9件を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お願いをいたします。

---

#### ◎議案第116号及び議案第117号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） ただいま日程に追加しました、日程33、議案第116号 物品売買契約の締結の追認について（令和5年度市指定ごみ袋購入）及び日程34、議案第117号 物品売買契約の締結の追認について（令和6年度市指定ごみ袋購入）の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 失礼します。

議案第116号 物品売買契約の締結の追認について。

郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに令和5年度に下記のとおり契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月27日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、市指定ごみ袋の購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、2,372万4,415円。

4、契約の相手方、大垣市荒尾町674番地、丸硝株式会社、代表取締役 堤俊彦。

5、納入場所、郡上市内でございます。

6、物品の内容、市指定ごみ袋165万7,000枚でございます。

続きまして、議案第117号 物品売買契約の締結の追認について。

郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに令和6年度に下記のとおり契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月27日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、市指定ごみ袋の購入。

2、契約の方法、指名競争入札でございます。

3、契約金額、2,228万170円。

4、契約の相手方、本巣郡北方町高屋伊勢田2丁目43番地の2、株式会社ユイテック、代表取締役 森康成。

納入場所、郡上市内でございます。

物品の内容、市指定ごみ袋152万3,000枚でございます。

この2件につきましては、環境水道部では、販売用の郡上市指定ごみ袋を毎年購入しております。ごみ袋に関する需要の増大と単価の高騰に伴い、令和5年度と6年度において、本来、財産の取得に議会の議決が必要であります、予定価格2,000万円を超過したにもかかわらず、議会への上程を失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

今後は、関係課と連携して再発防止の徹底に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りをいたします。ただいま議案となっています議案第116号及び議案第117号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第116号及び議案第117号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第116号の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第116号について、原案のとおり可とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第117号の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第118号及び議案第119号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程35、議案第118号 物品売買契約の締結の追認について（令和2年度小学校教師用指導書購入）及び日程36、議案第119号 物品売買契約の締結の追認について（令和6年度小学校教師用指導書購入）の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、説明させていただきます。

議案第118号 物品売買契約の締結の追認について。

郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに、令和2年度に下記のとおり契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月27日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、小学校教師用指導書の購入。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額、3,551万5,390円。

4、契約の相手方、郡上市白鳥町白鳥969番地、郡上書店組合、組合長 前田鎧一。

5、納入場所、郡上市立全小学校及び郡上市教育委員会。

6、物品の内容、小学校教師用指導書3,636冊。

次のページに資料を添付しておりますが、4の契約の相手方につきましては、市内各書店で構成され、市内では郡上書店組合でしか購入できないということから、1者随契となっております。

物品の内容につきましては、教師用指導書につきましては4年に一度程度、教科書が改訂されますことから、それに併せて購入してきました。

物品の内容の（1）教師用指導書については紙媒体、本でございます。（2）については、指導者用デジタル教科書、こちらをサーバーにインストールし、使用するものでございます。

令和2年以前につきましては紙媒体のみでしたが、国のG I G Aスクール構想によりまして、1人1台タブレットが導入され、指導方法も大きく変わってきたことから、デジタル教科書が必要となりました。令和2年度から、通常の紙媒体の指導書とプラスデジタル教科書となる2,000万円を超えることとなりました。

続きまして、議案第119号 物品売買契約の締結の追認について。

郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに、令和6年度に下記のとおり契約をしていたため、議会の追認を求める。

令和6年9月27日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、小学校教師用指導書の購入。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額、4,351万5,212円。

4、契約の相手方、郡上市白鳥町白鳥969番地、郡上書店組合、組合長 前田一樹。

5、納入場所、郡上市立全小学校及び郡上市教育委員会。

6、物品の内容、小学校教師用指導書5,034冊。

次のページにも資料添付しておりますが、先ほどの内容と同様の内容でございますが、デジタル教科書につきましては、国語と社会が追加となっております。

説明については以上であります。

今後、このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。このたびは大変申し訳ありませんでした。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第118号及び議案第119号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第118号及び議案第119号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第118号の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第118号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続いて、議案第119号の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第119号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議発第12号について（議案朗読・提案説明・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程37、議発第12号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局が朗読をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、読み上げさせていただきます。

議発第12号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和6年9月27日提出、提出者、郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。郡上市議會議長 森藤文男様。

提出理由、現行民法は婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓に改めることとしているが、家族や婚姻への価値観が多様化している現在において望まない改正を余儀なくされる事態は、女性だけではなく、男女共通の問題となっている。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入については、日本人全体の問題としての十分な議論が行われていないのが現状であるため、多様性を認める社会、男女共同参画などの観点から、社会に開かれ

た形で選択的夫婦別姓制度の議論を進めるよう求めるため。

次のページを御覧ください。

意見書案になります。

現行の民法では、夫婦が婚姻する際に、いずれか一方の姓に改めることが求められており、平成8年に法務省の法制審議会において、選択的夫婦別姓制度の導入が検討されてから約30年が経過したが、その間、社会は大きく変化し、家族や婚姻に対する価値観も多様化している。

男女共同参画が進んだ結果、男性が改姓することも珍しくなくなり、望まない改正を強いられるという課題は、もはや女性だけの問題ではなく、男女共通の関心事となっている。

政府は旧姓の通称使用を広げる取組を進めているものの、選択の自由は依然として限られており、改正に伴う機会損失は解消されていない。令和3年6月の最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を合憲としながらも、制度の在り方については、国会での議論が必要であると示されている。

選択的夫婦別姓制度は、カップルに選択の自由を与える可能性を持っているが、その一方で、日本の独自の戸籍制度がその存在意義を問われる局面が訪れることが予想される。戸籍制度が意義を失うことで生じる経済的、社会的、文化的な影響は、いまだに具体的には見えていない。

また、この制度は夫婦には選択の自由を提供するものの、子どもたちには選択肢を制限する可能性もある。

これらの課題は、選択的夫婦別姓制度を望む人々だけでなく、日本全体の問題でもあると考えるが、十分な議論が行われていない。したがって、国は多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論や最高裁判所の趣旨を考慮しながら、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度に関する議論を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月27日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりです。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、提出者の説明を求めます。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 11番 長岡です。それでは、少し説明をさせていただきます。

提出の理由につきましては、今、事務局のほうが申し上げたとおりでございますけれども、先ほど議論になっておりました、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提案について少し説明をさせていただきますけれども、まず、先ほどの請願2号で、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に要望する請願ということございましたけども、この審査につきましては、先ほど報告をさせていただいたとおり、総務常任委員会では不採択ということで、また本日の本会議

におきましても不採択ということでございましたけれども、9月18日、総務常任委員会を開催した折に、こうした話の後に委員のほうから、請願の趣旨には同意できる部分があることから、国及び政府の責務として制度の在り方を積極的に議論することが必要ではないかと、そういう意見ございました。そうした旨の意見ございまして、議論の活性化を求める意見書を出したらどうかと、そういった提案がございました。

こうしたお話の中で、各委員のほうから賛同がありまして、各委員の意見を踏まえまして、文書案等、整理をいたしました。そして、今ほど事務局から説明ございました、議論の活性化を求める意見書の提出をさせていただいたわけであります。

選択的夫婦別姓制度につきましては、今後も一層国民の議論の高まり、そして国の動向、そうしたものを見極めて、慎重に対応すべき社会的な課題であるというふうに考えております。

国会におきまして、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論を積極的に行っていただくよう強く求めるものでございます。

総務常任委員会各委員の同意を得ながら、今回提出をさせていただいております。どうか議員各位の御賛同をよろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議発第12号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

大変悩ましい問題でございます。私はこれを知ったときから、本当にハムレットの状況でございます。

よく私たち議員は言いますね。例えば市民に開かれた議会、市民に信頼される議会、市民に関心を持っていただきたい、そのためにいろんな努力をしています。議会だよりを発行したり、あるいは、今度来るべき10月、語る会を催したり、私たちは市民と広くつながって、市民の御意見を聞きながら関心を持ってもらうというのが、とっても大事なことってことは、皆さんよく御存じだと思いますし、そのように頑張っておるつもりであります。

ところが、強く申し上げたいのは、この請願の出し方はいかがなものか。

確かに、私自身も議論は大いにやってもらったほうがいいし、これには賛成の立場なんです、確かに。議論をするなというわけじゃない、大いに議論をしてもらいたい。

先ほど私は議論を尽くされていると言いましたが、幾らでもやってもらって構いません。

だから、この意見書の案には反対は表明しないつもりですが、ですが、こっから問題です。どうして今これを出されたのか。今ほど委員長から説明はございましたが、委員会の中で、あの後、あの後というのは請願2号の後ですね。同意できるという意味もあったと。同意できる。だったら、なぜそのとき、請願2号で同意されないのか。私には本当にこれは納得できないんです。

御自身がそういうふうに心から思われれば、自分の主体性でもって賛同されたらどうなのか。なぜされないのであるのか。私はそう言われた方に本当に聞きたいです。

そうすれば、請願2号というのは、法制化というのはやや言葉がきついとか、あるいは、そこまで短絡的ではないほうがなんて御意見あるかもしれません、みんなで議論を重ねれば、ひょっとしたらこれは採択への道もあったかもしれない。そう思われませんか。

なのに、言葉はほんの僅かしか違わない。本当に趣旨は賛同できるというような内容でもあります。あるのに、それを不採択にされて、なおかつ、ほぼ同様の趣旨の意見書をつくられて、しかも同一議会内。まだ舌の根も乾かないうちに。

しかも、提出された市民の方や紹介議員には一言の断りといいますか、説明もなしに。このやり方というのは、本当に私は不誠実だと思います。

なぜ私はこんなに語気を荒げて言うかといいますと、今までよっぽど言いたかったんだけども、過去にも何件かあったんです、こういう例が。私は耐え忍んでまいりました。ちょっと変な表現ですが。

でも、今回の紹介議員は私ではありませんから、言いたいように言わせていただく。こんな不誠実で、議会の市民の関心をそぐような、不信をあおるようなやり方はやめましょうよ。本当に私は言葉を強めて言いたい。

まだこれが12月や来年の3月議会なら、まだ話は分からんでもないです。今議会に、それも即後に同じ内容の意見書を出すなんて。

今日も請願者が来てみえますが、どんな腹の中か想像できます。私たちの願いを無視しておいて、委員会をさっさと通そうとするんですかと思われても、しようがないですよ。

そういう意味で、私、本当はこれ賛成したいんです、本当はね。議論を深めてくださいというんだから賛成したいんだけども、賛成することはできません。耐え忍んで反対をしたいと思います。

そして同時に、少なくともこの文言では、ちょっと採択できませんよというのがあったら、ぜひ請願者にその旨を伝えて、次回にまた改めて考え方直して再提案してもらえませんかぐらいのアドバイスをされてはどうですか。それが市民の関心や信頼をつないでいくんですよ。そういう努力はぜ

ひやってくださいよ。

討論といいますか、意見終わります。

○議長（森藤文男）ほかに討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男）5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり）5番 みずのまりです。この意見書案に賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、趣旨に賛成するということは、必ずしも法制化ではない。議論を促すというのは、法制化への道が閉ざされたわけではないので、そこは御理解いただきたいと思います。

先ほど、17番 野田議員からあったお話ですが、御指摘ありがとうございます。

この問題は手段と目的とか、あるいは過程、プロセスが大事なのか、ゴールが大事なのかという問題ではないかなと個人的には考えております。

今、私たちは、この問題に関して非常に世間で高い関心があること、また、この問題を考えることが社会に価値があるということを認めています。それは、でも答えが何かという話ではないということです。ここではまず、ゴールや答えを求めるのではなく、過程、人々が話し合い、議論し、そこで何を得るのか、そのプロセスが大事だという価値観に基づいて、この意見書を提出しているものだと考えられます。

議論の価値はある、それはイコール法制化ではないけれども、ただ、だからといって、法制化への道がこれで閉ざされたわけではないんですね。まずは、このことについてよく議論するという、このプロセスを大事にしましょうというようなことです。

あと、これは私の私見なんですが、あくまで。この議論が30年間ずっと進まなかつた理由というのは何なのかと言いますと、ひとえに戸籍制度、この戸籍制度というのは日本の場合、国家システムなんですね。国家の根幹にあるシステムなので、このシステムに関して、私たち日本人はこれが要るのか、要らないのか、どんな価値を持っているのか、大事なのか、大事じゃないのか、そういうことを戦後、正面から、左派も右派もはつきりと議論してこれなかつたんじゃないかな。戸籍制度があるということについて、私たち日本人は戦後、しっかりと正面から議論できなかつたんじゃないかなと考えています。それが結局、様々な議論はしてきたけれども、議論を何十年も長引かせてしまった理由ではないかなと思います。

実は、同性婚も同じ問題を抱えておりまして、何度も法律問題になっているんですけども、失敗しています。

今後、この問題というのは、日本人の根幹に関わる問題を含んでおりますので、核心から逃げずに、しっかりと議論していただく。日本人である私たち一人一人が、その必要があると考えています。そのような思いも込めて、意見書を提出した次第でございます。どうかよろしくお願いいいたし

ます。

以上です。

○議長（森藤文男）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立によって行います。議発第12号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男）起立多数と認めます。よって、議発第12号は原案を可とすることに決定をいたしました。

御着席ください。

---

#### ◎議発第13号について（採決）

○議長（森藤文男）日程38、議発第13号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により、申出がありました。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎議発第14号について（採決）

○議長（森藤文男）日程39、議発第14号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

---

#### ◎議報告第12号について（報告）

○議長（森藤文男）日程40、議報告第12号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

---

#### ◎議報告第13号について（報告）

○議長（森藤文男）　日程41、議報告第13号　諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長からそれぞれ別紙写しのとおり提出され、承認いたしましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### ◎市長挨拶

○議長（森藤文男）　ここで、市長から御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長（山川弘保）　まずもって、9月21日からの石川県能登地域における豪雨災害によりお亡くなられられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。年始の地震からの復興に向けて御苦労されている中で、再び大きな被害に見舞われた御心痛は計り知れないものと推察いたします。一日も早く復旧・復興が進みますことを心から願っております。

今後、郡上市といたしましても、関係機関と連携を図り、職員派遣などできる限りの支援に努めてまいります。

それでは、令和6年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、9月5日木曜日開会以来、本日9月27日金曜日に至るまでの23日間にわたりて、終始慎重かつ御熱心な御議論、御審議をいただきました。令和5年度の決算認定をはじめ、令和6年度の補正予算や条例改正などのほか、本日追加提案をいたしました物品売買契約の締結の追認に至るまで、多くの議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴いたしました数々の御意見、御提案につきましては、今後の市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

なお、本日午後には、令和6年度郡上市政功労者表彰式を執り行います。議員各位にも御臨席を賜りまして、各分野における功労者の皆様の御功績を広く顕彰いたしたく存じます。よろしくお願ひをいたします。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍をされますよう、御祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり、御挨拶といたします。

令和6年9月27日、郡上市長 山川弘保。

また、議長のほうから、議会のマナーにつきまして再三御注意をいただいておりましたが、本日の本議会におきまして、執行部側の席でマナー違反ということが起こってしまいました。代表いたしましておわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（森藤文男） それでは、令和6年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月5日の開会から本日まで23日間にわたり、条例の改正をはじめ、決算認定や補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議をいただきました。全議案を滞りなく議了することができました。誠にありがとうございました。

これも本当に各議員のいろいろ議員間討議によりまして議了したことには非常に感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ、執行部各位におかれましても、大変多忙の中ではありますが、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、重ねて厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられた意見、要望につきましては、今後の市政執行に十分反映をしていただくようお願いを申し上げます。

また、神谷代表監査委員におかれましては、本会議に出席いただき、誠にありがとうございました。

この夏は非常に暑い夏であります。まだまだ残暑厳しいこの日々でありますが、皆様方におかれましては、十分健康に留意をされまして、12月議会に向かい、しっかりと議員としての役割務めを果たしていただきたい、かように思います。

それでは、皆様方のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本当に皆様方どうもありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） これをもちまして、令和6年第4回郡上市議会定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

（午後 0時04分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 山 田 智 志

郡上市議会議員 本 田 教 治